

土地改良施設の減価償却の実務

目 次

Ⅰ 減価償却の方法.....

Ⅱ 減価償却 演習.....

I 減価償却

(1) 減価償却の方法

減価償却の算定方法は、定額法と定率法がありますが、土地改良区会計基準では、土地改良施設については定額法によることとなっています。

この定額法は、減価償却費の額が、原則として毎年度同額となります。

耐用年数は、個々の施設ごとに決める方法と管理グループごとに決める方法があります。

また、減価償却の仕訳と表示の手法には「直接法」と「間接法」の二つの方法がありますが、土地改良区会計基準では直接法を採用しています。

直接法の仕訳は、減価償却費を当該資産額から直接減額する方法で行います。

そのため、貸借対照表では、土地改良施設の価額は、取得価額から減価償却累計額を控除した額を計上することになります。

所有土地改良施設、受託土地改良施設使用収益権、については、年償却とします。その施設が×2年3月31日取得でも×1年4月1日取得として計算されます。

その他の固定資産は、大蔵省令等に従います。

(2) 減価償却と耐用年数

建物、土地改良施設、車両などの固定資産は、使用することによって年々価値が減っていきます。そこで、決算において会計期間中に生じた価値の減少分を見積り、その分だけ固定資産の帳簿価格を減少させるとともに、同額を費用として計上します。こうした手続きを減価償却といい、減価償却によって支出計上される値を減価償却費といいます。

耐用年数は、土地改良施設に関しては、「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」という通知がありますので、これを参考とするほか、土地改良区の事務所等の建物や備品、物品などについては国税庁が示している耐用年数表を参考としてください。

身近な例として自動車を取り上げてみます。

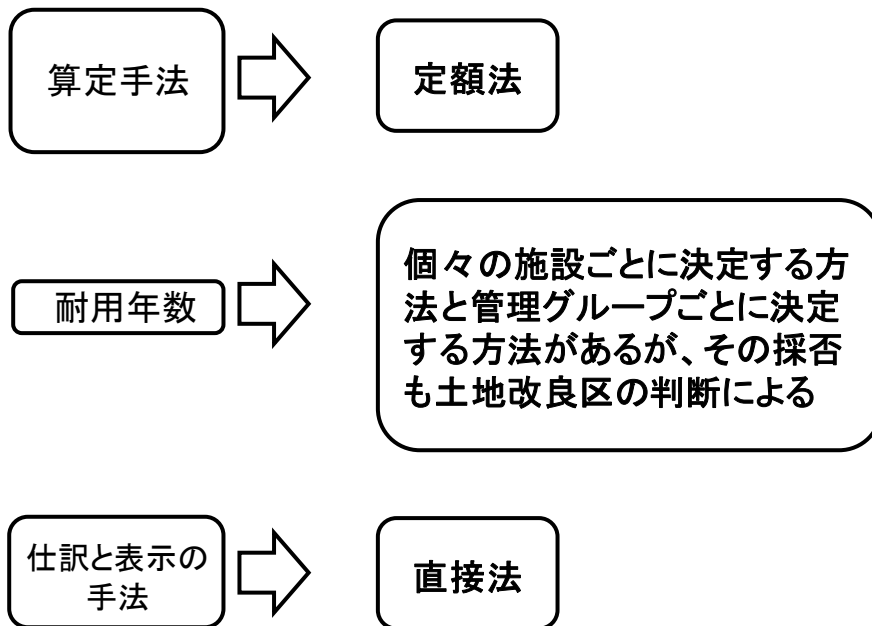
国税庁が示している耐用年数表では、一般的な自動車の法定耐用年数は6年です。丁寧に使えば10年以上は使えますが、税法上は6年間で減価償却を行うこととなります。

耐用年数を変更することはできません。自由に耐用年数を変えることができると節税することが可能になりますので、国が税法上で耐用年数を一律に決めたわけです。

<参考>

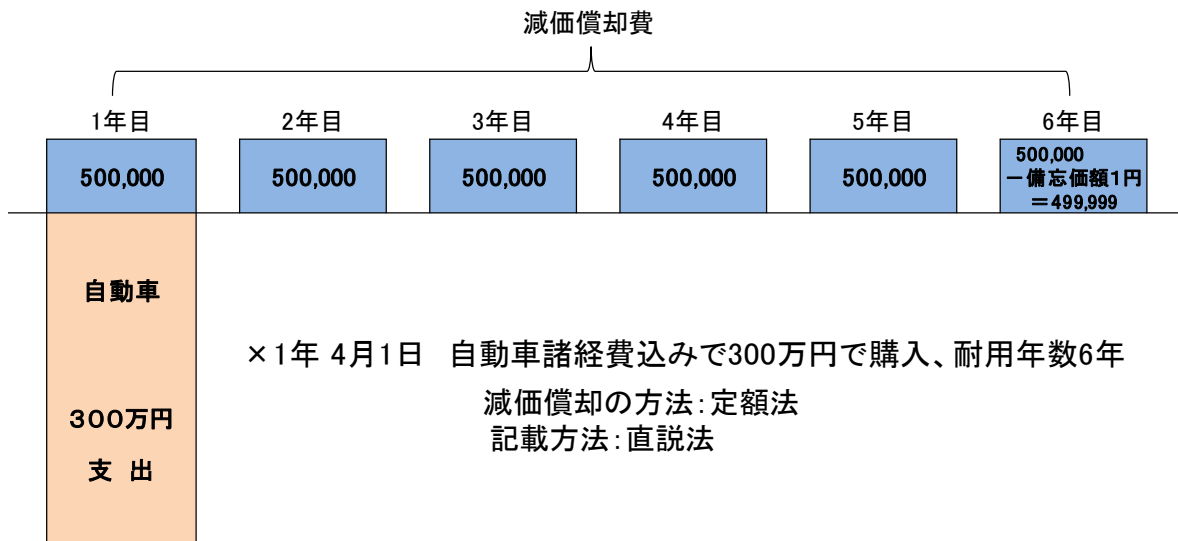
耐用年数表（国税庁） https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php

I (1) 減価償却の方法 ①



I (2) 減価償却の方法 ②

使用や時の経過などに伴って生ずる固定資産の経済価値の減少分を見積もり、その見積額を固定資産の耐用年数内の各会計期間に費用として配分する手続き。



購入時の仕訳 ×1年 4月1日 車両運搬具 3,000,000 / 現金預金 3,000,000

1年目減価償却時の仕訳

×2年 3月31日 事務所費 500,000 / 車両運搬具 500,000
(減価償却費)

Ⅱ 減価償却 演習

(1) 取得価額明白施設の減価償却

① 県営幹線水路の減価償却

台帳価額が明白な、譲与施設の減価償却について説明します。

譲与によって取得した所有土地改良施設は指定正味財産として分類され、取得価額は、その取得時における工事費等、または再調達価格を基礎として算定します。

従ってこの場合の取得価額は31,600,000円となります。

② 所有土地改良区の減価償却費の計上

まず、取得年月と耐用年数を比較します。取得した平成5年度から前期の29年度まで経過年数は25年なので、平成30年度期首において残耐用年数は15年間あります。

次に年減価償却額を求めます。償却方法は、定額法です。取得価額を耐用年数で除した額が、年減価償却額となります。

減価償却をする際の手順として、取得価額と耐用年数の確認、今期の減価償却費の算出、前期末の減価償却累計額の算出、今期末の固定資産の価額の算出となります。

Ⅱ (1) 減価償却 演習 (取得価額明白) ①

◆ 県営幹線用水路

・造成年度	平成4年度
・工事費等	31,600,000円
・譲与年月	平成5年4月
・構造規模	鉄筋コンクリート製水路 W600mm × H600mm 水路延長 500m
・耐用年数	40年
・償却方法	定額法、直接法
・土地改良区負担割合	0%

◆ 演習1 : 平成30年度期末決算整理事項としての用水路の
今期分減価償却費を求めなさい。

Ⅱ (1) 減価償却 演習 (取得価額明白) ②

◆ 演習1

～所有土地改良施設の減価償却費の計上～

平成30年度期末決算整理事項として県営幹線用水路(鉄筋コンクリート製)の減価償却費の計上方法。

・取得年月(無償譲与)	平成5年4月
・取得価格	31,600,000円
・譲与时諸経費	無し
・土地改良区負担割合	0%
・耐用年数	40年
・減価償却方法	定額法
・取得時	H5.4.1所有土地改良施設 31,600,000 ／所有土地改良施設受贈益 31,600,000

① 前年度までの経過年数	平成5年度から平成29年度まで=29-5+1=25年
② 残耐用年数	40年-25年=15年
③ 年減価償却額	31,600,000円÷40年=790,000円
④ 前期までの減価償却累計額	790,000円×25年=19,750,000円
⑤ 前期末の価額	31,600,000円-19,750,000円=11,850,000円
⑥ 今期末の減価償却累計額	19,750,000円+790,000円=20,540,000円
⑦ 今期末の価額	11,850,000円-790,000円=11,060,000円

③ 決算整理仕訳と精算表の作成

精算表の項目は、試算表、修正記入、正味財産増減計算書、貸借対照表となっています。各々、借方欄と貸方欄があります。

試算表の所有土地改良施設の借方欄には、前期末の所有土地改良施設の価額を転記します。

次に、修正記入欄です。

ここには、期末決算整理事項として3月31日付けで仕訳した今期分の減価償却費として、「所有土地改良施設減価償却費」の行の借方に790,000円転記します。

一方、資産の減少であることから「所有土地改良施設」の行の貸方に790,000円を転記します。

更に、当施設は譲与施設であることから指定正味財産に分類されています。

この場合、指定正味財産の部から一般正味財産の部へ当該減価償却費の額を振替えます。一般正味財産への振替額として減価償却費の額を借方に計上することにより指定正味財産が減額され、同時に所有土地改良施設受贈益を貸方に計上したことにより減価償却により減額となった一般正味財産への振り替えがなされたこととなります。

(2) 取得価額不明地区の減価償却

① 非補助事業幹線用水路の減価償却

台帳価額が不明な、非補助で建設した土地改良施設の価額の推定方法と減価償却について説明します。

台帳価額が不明である土地改良施設の価額推定については、施設の断面比、水路幅等から工種別標準単価表により施工単価を求め、取得価額を推定することができます。

～決算整理仕訳と精算表の作成～

<仕訳>

3/31 所有土地改良施設減価償却費790,000／所有土地改良施設790,000
 3/31 一般正味財産への振替額790,000／所有土地改良施設受贈益790,000

精 算 表

勘定科目	試算表		修正記入		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
所有土地改良施設	11,850,000			790,000			11,060,000	
所有土地改良施設 減価償却費			790,000		790,000			
一般正味財産への振替額			790,000		790,000			
所有土地改良施設受贈益				790,000		790,000		

Ⅱ (2) 減価償却 演習 (取得価額不明) ①

◆ 幹線用水路(非補助事業)

- | | |
|-------|--|
| ・造成価額 | 不明 |
| ・完成年月 | 昭和58年4月(1983) |
| ・構造規模 | 鉄筋コンクリート製U型水路
W600mm×H600mm、
水路延長 100m |
| ・耐用年数 | 40年 |
| ・償却方法 | 定額法 |

◆演習1: 造成価額の推定

- ◆演習2: 平成30年度期末決算整理事項としての用水路の
 今期分減価償却費を求めなさい。

② 台帳価額未搭載施設の価額推定方法

台帳価格未登載による資産価額の推定と減価償却です。

分かっていることを整理します。

施設は、鉄筋コンクリート製U型水路、水路高と水路幅 1 : 1、水路幅が600mm、取得年月は昭和58年4月、水路延長が100m、耐用年数は40年です。

当該施設の取得価額が台帳未登載でした。

工種別標準単価表の開水路の3面張コンクリート水路によると平成28年度単価で「63,000円/m」と求めることができます。

③ 台帳価額未搭載施設の価額推定方法

1m当たりの施工単価は、平成28年度時点のものですから、この支出済費用換算係数の表を使い、昭和58年度の単価に換算します。

平成28年度の施工単価を昭和58年度の支出済費用換算係数1.357で割戻します。これにより、昭和58年度の施工単価が求められました。

～台帳価額未登載施設の価額推定方法～

- ・工種別標準単価表に基づき推定します。
まず、分かっていることは以下のとおりです。
- ① 鉄筋コンクリート製U型水路
- ② 構造規模 W 600mm × H 600mm
- ③ 完成年月 昭和 58年4月(1983)
- ④ 耐用年数 40年
- ⑤ 水路延長 100m

・資料編「土地改良施設の資産評価に係る参考資料の1-(3)-1)①3面張コンクリート水路を参照します
 ・水路高と水路幅・・・1:1
 ・水路幅 600mm・・・標準単価は63,000円/m (平成28年度)

～台帳価額未登載施設の価額推定方法～

- ・昭和 58年度(完成年度)の単価に換算します。

$63,000\text{円}/\text{m} \div 1.357 = 46,425\text{円}/\text{m}$
 となりました。(円未満切り捨て)

- ・取得価額
 水路延長 100m × 46,425円/m = **4,642,500 円**

支出済費用
換算係数

年度	西暦	支出済費用 換算係数
昭和50年	1975	1.984
51	1976	1.878
52	1977	1.789
53	1978	1.716
54	1979	1.574
55	1980	1.425
56	1981	1.394
57	1982	1.362
58	1983	1.357
59	1984	1.348
60	1985	1.347
61	1986	1.365
62	1987	1.373
63	1988	1.344
平成元年	1989	1.290



④ 台帳価額未搭載施設の所有土地改良施設の減価償却方法

まず、取得年月と耐用年数を比較します。今回は昭和58年度から29年度までの経過年数は35年なので、あと、耐用年数は5年間あり、減価償却できます。

⑤ 決算整理仕訳と精算表の作成

精算表の項目は、試算表、修正記入、正味財産増減計算書、貸借対照表となっています。

試算表の所有土地改良施設の欄には、前期末の所有土地改良施設の価額を転記します。

次に、修正記入欄です。

ここには、期末決算整理事項として3月31日付けで仕訳した今期分の減価償却として、支出の増加なので「所有土地改良施設減価償却費」の行の借方に116,062円転記します。

一方、資産の減少であることから「所有土地改良施設」の行の貸方に116,062円を転記します。

